

授業の展開に合わせた eラーニングの活用方法

～ブレンディッドラーニングで授業計画を円滑に進め、
学生の学習時間を確保する～

講義「紛争処理法入門」の Moodle を使った取り組み

Moodle を利用したきっかけ

紛争処理法入門の講義は、多くの講義資料を学生に提供します。また、予習・復習を促す仕組みが必要でした。そこで、対面授業で使用する資料、その他参照してほしいwebサイトなど、様々な資料を掲載するポータルサイトとして利用しようと考えたことが、一番の大きなきっかけです。



収録時の打合せ

対面授業用コンテンツの特徴

基本的には、講義レジュメなどの講義資料の掲載と関連webサイトのリンクを貼るために使用しています。その他にも、レポートの提出や学生に向けた連絡や案内をMoodle上で行っています。Moodleの利用は、必ずしも小テストや動画を頻繁に使うことではありません。紛争処理法入門のコースでは、先述したように、講義に関するすべての情報を集約する形で利用しています。

メディア授業を実施した経緯

紛争処理法入門で「隣人訴訟

」事件を学ぶにあたり、メディア授業を実施しました。

その理由は、大きく2つあります。まず「隣人訴訟」事件の経過や全体像を、視覚的にできるだけ分かりやすく教えたいと考えたことです。そこで、スライド資料等に何らかの工夫をしようと思いました。

次に、この年に海外出張があり、対面授業を1回休講にせざるを得なかったことです。この回をメディア授業の形態に置き換えることで、当初のスケジュールを乱すことなく円滑に講義を進めることができると考えました。(学生には事前に十分な説明を講義内で行いました。)

メディア授業用コンテンツの特徴

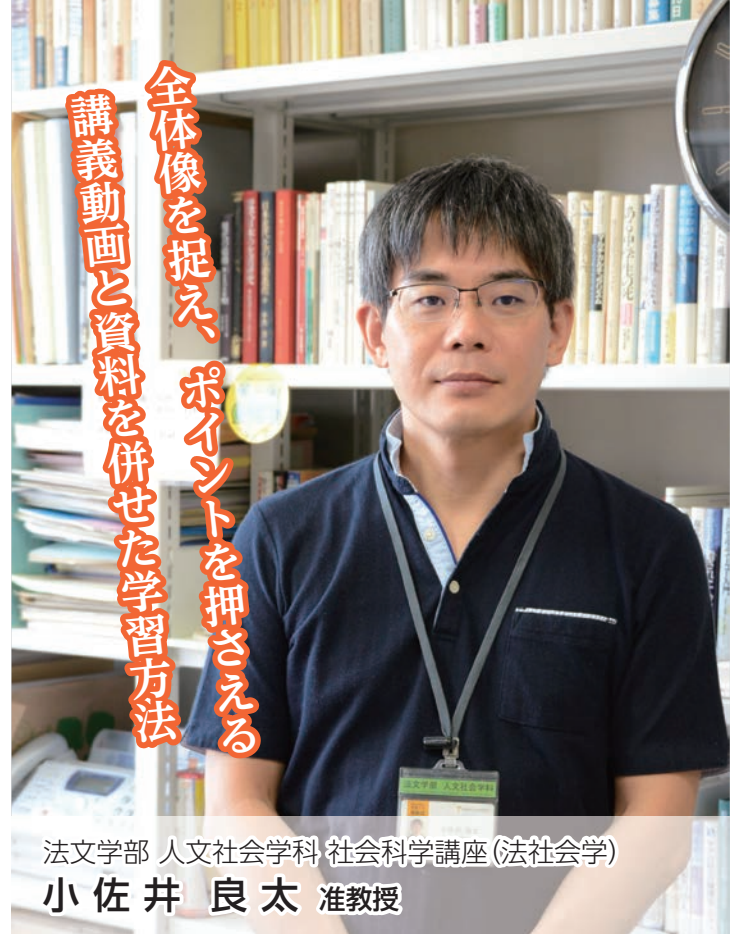
具体的な紛争として「隣人訴訟」事件の経過を分かりやすく、かつ正確に様々な法律の問題も含めて、受講者である学生が理解できるコンテンツにすることに、最もポイントを置きました。



講義動画

事前にスタジオで講義の様子を収録した動画と、多くのイラストや図式を使用したスライドを連動させた講義動画コンテンツを作成しました。Moodleには対

全体像を捉え、ポイントを押さえる
講義動画と資料を併せた学習方法



法文学部 人文社会科学 社会科学講座(法社会学)

小佐井 良太 准教授

面授業用と同様に講義レジュメなどの資料を掲載し、講義動画と併せて学習することで、事件の全体像、ポイント、法的な問題を分かるように工夫しました。

メディア授業を受講した学生の反応・効果

コンテンツの制作を依頼する以前は、私なりに工夫して事件現場の図を用いて、口頭で説明を行っていました。

その後、教育デザイン室の協力を得て完成した講義動画を使い、メディア授業を実施したところ、より分かりやすいという学生の反応が多いと感じました。やはり個人で作ったもの以上に、完成した教材は、学生にとって視覚的にも理解しやすいものに仕上がったと思います。

これからの取り組み

ゲスト講師として、事件や事故、犯罪の被害者遺族の方をお招きしてお話を伺った講演会の様子や私も担当教員の対談の様子を動画で保存して、学生に見てもらったり、これまでに作成した特別講演会のDVDを授業内で活用したりすることができればと思います。

また、休講が発生しない年に関しては、反転授業としてのMoodle利用も考えています。対面授業で学習内容をフォローし、半分の時間はディスカッションを行います。ディスカッションは、Moodle上よりも対面の方が活発になります。Moodleと対面授業、それぞれの短所を補い合い、長所を組み合わせたいと考えています。

！メディア授業を実施する際には、下記の条件を満たし、構成要素を組み合わせたコンテンツを作成してください。

文部科学省告示第百十四号(平成19年7月31日)の規定より、①とあわせ、②または③いずれかの条件を満たす必要があります。

条件	内容
①	インターネットなどの利用によって、動画などの多様な情報を扱え。
②	同時かつ双方向に行われる授業であること。
③	非同同期型(オンデマンド型)の授業については、インターネットその他の適切な方法を利用することにより、十分な指導を行うことができること。かつ、学生等の意見交換の機会が確保されていること。

愛媛大学においては、(1)～(4)を組み合わせ、1回が2時間程度の学習時間になるように組み立てる。

構成要素	内容
(1)	インターネットや学習管理システム(Moodle等)に掲載された資料、教材、動画などの閲覧
(2)	Moodle等での練習問題・確認問題・小テストなどの実施
(3)	Moodle等を用いた課題の提出
(4)	Moodle等のフォーラム機能を利用した、教員と学生および学生同士の意見交換

1回分の対面授業をメディア授業に置き換えた例 ～紛争処理法入門の場合～

■ 紛争処理法入門メディア授業の構成

